

## 永年勤続者に支給する旅行クーポン券の具体的な取扱い

Q

当社では、永年勤続表彰として旅行クーポン券を支給し、このクーポン券を1年以内に使用して旅行をした場合には非課税扱いとしています。

この場合の旅行クーポン券の支給に関する課税上の取扱いについて、具体的な運用にあたり次のような点に疑問がありますのでご教示ください。

- ① 旅行クーポンの使用実績を報告させていますが、その際に、領収証をすべて提示する必要があるのでは

しょうか。

- ② 旅行クーポン券は1回の旅行について使用しなければならないのでしょうか。
- ③ 旅行クーポン券を使用して旅行に参加する者は、本人のみに限らず、家族同伴でもよいのでしょうか。
- ④ 当社では、勤続20年の者には5万円、勤続25年の者には10万円、勤続35年の者には20万円の旅行クーポン券を支給していますが、非課税扱いとしてよいのでしょうか。

A

### 1. 永年勤続者表彰記念金品に対する課税上の取扱い

使用者が、長期間にわたり勤続した役員または使用人に対し、その表彰として支給する記念金品等については、本来給与として課税すべきものといえます。

しかし、永年勤続者に表彰記念金品を支給することは一般に行われているところであり、次の要件のすべてを満たしている場合には、課税しなくて差し支えないこととして取り扱われています（所得税基本通達36—21）。

- (1) 支給する記念金品が記念品や旅行であること  
 (注) 金銭により支給するものは、金額にかかわらずすべて給与として課税されます。
- (2) 支給する記念品等が受給者の勤続期間等からみて社会通念上相当と認められるものであること
- (3) 勤続年数がおおむね10年以上である者に支給するものであること
- (4) 同一人が2回以上表彰を受ける場合には、おおむね5年以上の間隔がおかれていること

### 2. 具体的な取扱い上の注意点

永年勤続者表彰記念金品に対する課税上の取扱いについては、具体的に次のような点に注意する必要があります。

#### (1) 金銭と金銭以外の記念品との区分

永年勤続者表彰記念品が非課税とされるのは、そ

れが金銭以外の記念品や旅行の提供である場合に限られます。

したがって、金銭によるものは課税、金銭以外の記念品や旅行は非課税ということですから、両者の区分については次の点に注意する必要があります。

#### ① 旅行ギフト券を支給する場合

旅行ギフト券は金銭そのものではありませんが、容易に現金化できるものであり、原則的には金銭と同様に扱われることとなります。

しかしながら、その旅行クーポン券の支給を受けた者が、その旅行クーポン券を使用して実際に旅行をしている場合にも金銭の支給として課税することには問題があります。

そこで、その旅行クーポン券を使用して実際に旅行をしたことが確認できる場合には、金銭の支給としてではなく、旅行の提供として取り扱われます。

したがって、会社ではその旅行クーポン券の支給を受けた者が、それを実際に旅行に使用した実績を確認しておく必要があります。

そのためには、旅行をした際の特別休暇の使用実績や宿泊施設が発行した領収証等で確認し、実際に旅行をした実績として整理しておく必要があります。

また、支給した旅行クーポン券の使用期限が定まっていない場合には、いつまでもその使用実績の確認ができませんので、支給後おおむね1年以内に使用することとし、期限内に使用していない場合には、その旅行クーポン券を返還させるなどの管理をすることが必要となります。

## ② 商品券を支給する場合

商品券は金銭そのものではありませんが、金銭等価物として金銭と同様に扱われます。

したがって、商品券を支給する場合には、すべて課税対象となります。

## ③ 貴金属製品を支給する場合

たとえば、純金の小判など貴金属製品を支給する場合には、金銭そのものではなくても金銭の支給として課税されます。

## ④ 自由に選択できる記念品を支給する場合

たとえば、カタログ等により自由に選択できる記念品を支給する場合には、記念品の支給というより実質的には商品券を支給するのと同様と考えられ、記念品の支給とは認められませんので、課税されません。

ただし、男性社員向けの記念品と女性社員向けの記念品等、きわめて限られた範囲で選択できる記念品は、金銭の支給には該当せず、記念品の支給として非課税対象となります。

## (2) 勤続年数の制限

永年勤続者表彰の記念品等が非課税とされるためには、おおむね10年以上の勤続者を対象とし、同一人に対し2回以上にわたって記念品等を支給する場合には、おおむね5年以上の間隔をおいて支給することが要件となっています。

この場合の「おおむね10年」というのは、10年に近い勤続年数という意味ですから、たとえば勤続年数5年未満の者に支給する記念品は、非課税とはなりません。

## (3) 記念品等の価額制限

支給する記念品等は、受給者の勤続期間等からみて社会通念上相当と認められるものであることが非課税の要件となっていますが、「社会通念上相当と認められるもの」の範囲を具体的な金額で示すことは困難です。

ただ、国税当局の回答例において、①25年勤続者に10万円、②35年勤続者に20万円の旅行券を支給した事例について、これを社会通念上相当と認められるとしたものがあります。

## 3. お尋ねに対する検討

以上の一般的な永年勤続者表彰記念金品に対する課税上の取扱いを踏まえて、お尋ねの場合の取扱いを検討すると、次のとおりです。

① 支給した旅行クーポン券の使用事績を確認するにあたり、その使用先に支払った金額のすべてについて領収証が必要かについては、その旅行クーポン券が旅行に使用されたことを確認するために領収証の提出を求めているわけですから、旅行に要するすべての支払いについて領収証の提出を求めるとい趣旨ではないと考えられます。

つまり、一部の支払いについて領収証のないものがあったとしても、全体としてその旅行クーポン券が旅行に使用されたことが確認できればよいと考えます。

② 支給した旅行クーポン券は、必ずしも1回の旅行にのみ使用されることを要件としているわけではないと考えられます。

したがって、たとえば、それが2回の旅行に使用されている場合でも、旅行に使用したという要件を満たすものと考えられます。

もっとも、その旅行クーポン券の支給額が社会通念上相当なものであるかどうかは、2回の旅行に使用したときであっても、合計額で判定することになります。

③ 永年勤続者表彰は、受賞者本人のみならず家族の支援によるところが大きいと考えられ、その旅行クーポン券が、本人のほか生計を一にする配偶者その他の親族が同行する旅行に使用された場合でも、非課税対象となるものと考えられます。

④ お尋ねの旅行クーポン券は、受給者の勤続年数等からみて、社会通念上相当なものと認められます。

(税理士 三好 毅)